

河川法第24条（土地の占用）許可申請書提出書類

- ・ 国土交通省指定の申請書
- ・ 事業計画の概要
新築等にかかる事業の計画の概要及び占用申請の必要性を具体的に記載する
- ・ 位置図
縮尺は1/50,000とし、申請箇所を○印で旗上げ表示し「申請箇所」と赤書き
- ・ 実測平面図
 - ① 原則として1/250～1/500程度のものとするが、区域が広いまたは長い場合は1/500～1/1,000程度でも可
 - ② 実測年月日を付記
 - ③ 申請にかかる行為によって当該河川に影響があると判断される区間まで実測したもの
 - ④ 改修計画法線を明示するとともに、申請にかかる占用区域の平面的な外形、河川区域 **官民境界線を明示する**
 - ⑤ 横断面図と照合できるよう横断面図の測点を記入
 - ⑥ 占用部分、行為部分等を着色する
- ・ 面積計画書・丈量図（河川区域行為面積、工事中一時占用面積、永久占用面積）
 - ① 原則として実測平面図を同一のものとする
 - ② 面積計算は㎡とし、三斜計算（投影法）により小数点以下第3位まで計算する
合計面積は小数点第3位を四捨五入、小数点以下第2位までとする
- ・ 他の行政庁の許可等
申請に係る行為または事業に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするとき⇒許可書、認可書の写しまたは受ける見込みがあることを示す書面
- ・ 現状写真
- ・ 代表者で申請する場合は委任状
 - 【変更申請】
- ・ 添付図書のうち変更に関する事項を記載したものを添付
- ・ 変更の趣旨及び理由を記載した書面
- ・ 既許可の許可書写し
 - 【更新申請】
- ・ 前回許可書の写し
- ・ 現況写真
- ・ 代表者で申請する場合は委任状
- ・ 地位の継承を伴う場合は地位継承願
- ・ 権利譲渡を伴う場合は権利譲渡承認申請

◎提出は2部（正1部、副1部）必要です◎